

豊川市小規模企業事業資金融資制度要綱

(目的)

第1 この要綱は、本市における小規模事業者が事業経営に必要とする資金の融通を円滑にすることにより、その事業の安定と向上に資することを目的とする。

(資金措置)

第2 市は、融資基金として、当該年度予算で定める金額を別途契約により取扱金融機関に預託する。

2 預託金は決済用預金とする。

3 取扱金融機関は、前2項の規定による預託金の全部又は一部を、市が請求したときは、市の指示するところによりこれを送金する。

(取扱金融機関)

第3 取扱金融機関は、別表に定めるとおりとする。

(融資枠)

第4 取扱金融機関は、預託された資金の2.0倍以上を目処（以下「融資枠」という。）として、市のあっせんにより、積極的に迅速かつ適正に融資をしなければならない。

(信用保証)

第5 この制度に係る融資は、すべて愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証付とし、その制度は全国統一保証制度の小口零細企業保証制度（保証割合100%）とする。

(暴力団等の排除)

第6 愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）第2条に定める暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等に該当する者は、この制度を利用することができない。

(融資対象)

第7 融資対象は、次の各号のすべてに該当する中小企業者とする。

(1) 次に掲げる中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項に定めるもの。

ア 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号。以下「政令」という。）第1条に定める業

種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの（イの政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）。

イ 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの。

ウ 事業協同小組合であって、特定事業を行うものまたはその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの。

エ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの。

オ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの。

カ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの。

(2) 市内に主たる事業所を有しているもののうち、市内在住の個人又は、主たる事務所（会社にあっては本店）を市内に有する法人等で、申込日以前6か月以上その事業を適法に営んでいるもの。

(3) 税の滞納のこと。

(4) 協会の信用保証対象資格があること。

(融資条件)

第8 融資条件は、次のとおりとする。

(1) 資金使途 事業上の設備資金及び運転資金

(2) 融資限度額 2,000万円（申込融資額を含めた信用保証協会保証付融資残高（極度設定のある保証は、融資極度額）が2,000万円以内であること。）

(3) 融資期間 愛知県の定める小規模企業等振興資金小口資金の期間を適用する。

(4) 利率 愛知県の定める小規模企業等振興資金小口資金の利率から0.1%引いた利率を適用する。

(5) 貸付方法 証書貸付又は手形貸付とする。ただし、手形貸付については融資期間1年以内に限る。

(6) 返済方法 据置1年以内の分割返済とする。ただし、融資期間1年以内は一括返済も認める。

(7) 担保 原則として要しない。ただし、保証協会の無担保保証限度額を超

過する場合を除く。

(8) 保証人 必要に応じて徴求する。ただし、申込人が法人の場合は、原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。

(9) 信用保証料 協会所定

(10) 責任共有制度 対象外とする。

(申込受付期間)

第9 申込受付期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、融資枠に達したときは、期間内でも締め切ることができる。

2 前項の規定にかかわらず、経済環境等の変化により市が必要ないと認めたときは、受付を締め切ることができる。

(申込受付機関)

第10 申込受付機関は、豊川市産業環境部商工観光課及び取扱金融機関とする。

(申込書類)

第11 申込みには、次の書類を要する。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 信用保証委託申込に係る書類等一式（協会所定） | 1通 |
| (2) 納税証明書類 | 各1通 |
| (3) 市税納税状況調査同意書（指定用紙） | 1通 |
| (4) 営業許認可証の写し（営業許認可が必要な業種の場合） | 1通 |
| (5) 設備の計画を説明する書類（設備資金の場合） | 1通 |
| (6) その他必要と認められる書類 | 1通 |

(審査決定等)

第12 前条の規定に基づく申込書類を受理した市は、申込みの内容について実態を調査し、適切と認めるものについては、速やかに関係書類を協会へ送付するものとする。

2 前条の規定に基づく申込書類を受理した取扱金融機関は、申込みの内容について実態を調査し、適切と認めるものについては、速やかに関係書類を市へ送付するものとする。送付を受けた市は、その内容を調査し、適切と認めるものについては、関係書類を速やかに協会へ送付する。

3 協会は、前2項の送付を受けたときは、直ちに保証承諾の可否を審査のうえ、保証を可とするものについては取扱金融機関に信用保証書を発行すると同時に、市及び申込者に通知するものとする。

4 取扱金融機関は、信用保証書を受領後速やかに融資を実行するものとする。

(融資の取扱い)

第13 この制度の略称を「豊小」とし、関係機関は本制度に係る書類には略称を付して他と区別するものとする。

2 取扱金融機関は、この制度に係る融資を別枠扱いするものとし、また歩積両建預金等を要求してはならない。

3 融資手続等については、この要綱に定めるもののほか取扱金融機関所定の方法に従うものとする。

(遵守事項)

第14 この制度の利用者は、この要綱及び関係機関との約定を遵守しなければならない。

2 市は、この制度の利用者について関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用等この要綱に違反する事項があると認めたときは、関係機関と協議する。

(その他)

第15 この要綱に定めるもののほか、本融資制度の運用について必要な事項は、市と関係機関との協議により定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月10日から施行し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年9月20日から施行し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に融資申込みをしたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。
- 2 改正後の豊川市小規模企業事業資金融資制度要綱及び豊川市設備近代化特別資金融資制度要綱の規定は、平成18年4月1日以後に市が受け付けた当該融資制度に係る信用保証の申込みから適用し、同日前に受け付けた当該融資制度に係る信用保証の申込みについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年8月13日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に融資申込みをしたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行し、同日以降に愛知県信用保証協会が申込受付したものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成20年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3関係）

金融機関名	
三菱UFJ銀行	市内各支店
名古屋銀行	豊川支店
豊川信用金庫	本店及び市内各支店
蒲郡信用金庫	市内各支店
豊橋信用金庫	市内各支店
岡崎信用金庫	市内各支店
豊橋商工信用組合	豊川支店